

議案第13号

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める
条例の一部改正について

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、令和6年度指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営に関する基準等を定める条例（平成26年大口町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「利用申込者又はその家族」を「利用者又はその家族」に改め、

第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第33条第33号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第33条第14号」を「第33条第16号」に改め、同項第2号イ中「第33条第7号」を「第33条第9号」に、同号ウ中「第33条第9号」を「第33条第11号」に、同号エ中「第33条第16号に規定する」を「第33条第18号の規定による」に、同号オ中「第33条第17号」を「第33条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中第30号を第32号とし、第20号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第19号中「第3号から第13号まで」を「第5号から第15号まで」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第13号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれかにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接することについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、「身体的拘束」を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条に次の1号を加える。

- (33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条中「第33条第28号」を「第33条第30号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは「掲載するよう努めなければ」とする。

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(従業者の員数) 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u>	(従業者の員数) 第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u>
2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定にかかる事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u>	(管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u>
2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u>	2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u>
3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下の項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介</u>	

新	旧
<p><u>護支援専門員の確保が著しく困難である等や むを得ない理由がある場合については、介護 支援専門員（主任介護支援専門員を除く。） を第1項に規定する管理者とすることができ る。</u></p> <p><u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する 者でなければならない。ただし、次に掲げる 場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援 事業所の介護支援専門員の職務に従事する 場合</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場 合（その管理する指定介護予防支援事業所 の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p>	
<p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利 用者又はその家族</u>に対し、介護予防サービス計 画が第3条に規定する基本方針及び利用者の 希望により作成されるものがあり、利用者は 複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介 するよう求めることができること等につき説 明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利 用申込者又はその家族</u>に対し、利用者について、 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合 には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者で ある指定介護予防支援事業者</u>の場合にあって は介護支援専門員。以下この章及び次章にお いて同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又 は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（利用料の受領）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利 用申込者又はその家族</u>に対し、介護予防サービ ス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者 の希望により作成されるものがあり、利用者 は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介 するよう求めできること等につき説明を行い、理 解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利 用申込者又はその家族</u>に対し、利用者について、 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合 には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院 又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（利用料の受領）</p>

新	旧
第13条 略	第13条 略
2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。	
3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
(保険給付の請求のための証明書の交付)	(保険給付の請求のための証明書の交付)
第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について <u>前条第1項</u> の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について <u>前条</u> の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
(指定介護予防支援の業務の委託)	(指定介護予防支援の業務の委託)
第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定(第33条第33号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと。	(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。
(掲示)	(掲示)
第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利	第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利

新	旧
<p>用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、<u>重要事項</u>をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(記録の整備)</p>	<p>用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第33条第16号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連携調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第33条第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第33条第11号</u>に規定するサービス担当者会議の記録</p> <p>エ <u>第33条第18号</u>の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第33条第19号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第33条第4号</u>の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第18条</u>の規定による町への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第28条第2項</u>の規定による苦情の内容</p>	<p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第33条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連携調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第33条第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第33条第9号</u>に規定するサービス担当者会議の記録</p> <p>エ <u>第33条第16号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第33条第17号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) 第18条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容の</p>

新	旧
<p>の記録</p> <p>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、「身体的拘束」を行ってはならない。</p> <p>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(5)～(18) 略</p> <p>(19) 担当職員は、第16号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれかにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下の号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、</p>	<p>記録</p> <p>(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(16) 略</p> <p>(17) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>

新	旧
<p><u>利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接することについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者的心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>エ <u>利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p> <p>オ <u>少なくとも1月に1回、モニタリングの</u></p> <p>ウ <u>少なくとも1月に1回、モニタリングの</u></p>	

新	旧
<p>結果を記録すること。</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) <u>第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(22) ~ (32) 略</p> <p>(33) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>結果を記録すること。</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(20)~(30) 略</p>
<p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び<u>第33条第30号</u>（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び<u>第33条第28号</u>（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

改 正 要 旨

1 改正の要旨

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴い、大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

介護予防支援事業所とは、要支援認定を受けた方が介護サービスを利用する場合に、本人又はその家族の希望に添って介護サービス計画を作成し、その計画に位置付けたサービスを提供する事業所等と連絡、調整を行う事業所のことです。これまで、介護予防支援事業は、地域包括支援センターのみが実施していましたが、今般の制度改正により、居宅介護支援事業所（要介護認定を受けた方の介護サービス計画を作成する事業所）の指定を受けている事業所も介護予防支援事業所として指定を受けることが可能となります。

(1) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員、管理者の基準の新設（第5条、第6条関係）

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業を行う場合の人員、管理者の基準を以下のとおり定めます。

ア 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置くこととします。

イ 管理者は常勤かつ主任介護支援専門員としますが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員とします。また、管理者は専従としますが、同一事業所の他の職務や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合は兼務可能とします。

(2) 「書面掲示」規制の見直し（第24条関係）

事業所内での「書面掲載」を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項については、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲載」に加え、原則としてウェブサイトに掲載、公表することを令和7年度から義務付けます。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進（第33条関係）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

(4) 通常の実施地域以外の訪問における交通費の受領（第10条関係）

利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護事業者が指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けられることとします。ただし、あらかじめ、利用者又はその家族に当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ることを条件とします。

(5) 指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリング（第33条関係）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

(6) 町に対する情報提供（第33条関係）

町において要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合には、町からの情報提供の求めに応じなければならないこととします。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。「書面掲載」の規定については、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、努力義務とします。